

犬山市障害者相談支援機能強化事業業務委託 公募要領

本事業は、犬山市における相談支援事業が適正かつ円滑に実施されるよう、一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門的職員を配置し、地域における相談支援事業者等に対する専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成の支援、地域移行に向けた取組等を実施するものであり、その業務を効率的に実施するために業務委託する事業者を、プロポーザル方式により決定する。

1 委託業務の概要

(1) 業務名

犬山市障害者相談支援機能強化事業委託

(2) 業務の内容

別紙「犬山市障害者相談支援機能強化事業委託仕様書」のとおり

(3) 業務委託期間

平成27年11月16日から平成28年3月31日まで

(4) 事業の対象区域

犬山市内全域

2 委託事業者選定方法

本要領に従って提出された企画提案書等を審査し、その中から最優秀提案者を選定するプロポーザル方式で行う。

3 契約及び支払に関する事項

(1) 契約方法

プロポーザルの最優秀提案者と地方自治施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第2号に基づく随意契約

(2) 支払条件

2回払いとする。

(3) 契約締結

最優秀提案者と、契約仕様内容等を協議のうえ、平成27年11月16日付けで業務委託契約を締結する。

4 プロポーザル参加資格

本業務に係る企画提案に参加できる者は、次に掲げる事項を全て満たすこととする。

(1) 法人格を有すること。

(2) 平成27年9月15日までに指定特定相談支援事業又は指定一般相談支援事業の指定を受けている事業者。

(3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項の規定により競争入

札への参加を排除されている者でないこと。

- (4) 企画提案書等の提出期限において、犬山市の契約に係る指名停止要領（平成14年4月1日施行）による指名停止の措置を受けていないこと。
- (5) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (6) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続き又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定に基づく再生手続開始の申し立てをしていないこと。
- (8) 犬山市内に本店若しくは権限を委任された支店又は営業所を有し、障害者に関する市内での事業実績を有すること。
- (9) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体もしくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団と密接な関係を有する者でないこと。

5 全体スケジュール

受付開始から企画提案書等の提出までのスケジュール(概要)は下記のとおりである。

内容	期間等
公告	平成27年10月1日(木)
募集要領等の配布	平成27年10月1日(木) 犬山市役所1階健康福祉部福祉課で直接受け取ること
参加表明書の受付期限	平成27年10月8日(木)午後5時
質問書の提出期限	平成27年10月13日(火)正午
質問に対する回答	平成27年10月16日(金)午後5時まで随時行う
企画提案書等の提出期限	平成27年10月23日(金)正午

6 参加申込

(1) 参加申込の受付期限

平成27年10月8日(木)午後5時(必着)

(2) 提出書類

参加表明書(様式1)

(3) 提出方法

犬山市健康福祉部福祉課障害者担当窓口を持参すること。

受付時間：午前8時30分から午後5時(土曜日、日曜日、祝日を除く)

やむを得ず郵送する場合は書留郵便または簡易書留郵便とし、「参加表明書在中」と朱書きする。

(4) 参加辞退

プロポーザル参加表明後、参加を辞退する場合は、「参加辞退届」(様式5)を提出すること。
なお、辞退により今後の本市の事業において不利益な扱いを受けることはない。

7 質問書の提出及び回答

(1) 提出期限

平成27年10月13日(火)正午(必着)

(2) 提出方法

質問書(様式2)に記載のうえ、持参又は電子メールにて提出すること。

※電子メールで提出する場合は、送信後に担当へ確認の電話を入れること。

(3) 回答最終日時

平成27年10月16日(金)午後5時

(4) 回答方法

電子メールにより随時行う。質問内容が提出者独自の提案に関わると判断されるものについては、当該提出者のみに回答し、それ以外については全参加表明者に随時回答する。

※質問書を持参した場合でも回答は電子メールで行うため、必ずメールアドレスは記載すること。

8 企画提案書等の提出

(1) 提出期限

平成27年10月23日(金)正午(必着)

(2) 提出方法

電話で事前確認のうえ、福祉課に持参すること。

受付時間：午前8時30分から午後5時(土曜日、日曜日、祝日を除く)

やむを得ず郵送する場合は、書留郵便または簡易書留郵便とし、「企画提案書等在中」と朱書きする。

(3) 提出書類

ア 企画提案書鑑文(様式3)

イ 企画提案書

※企画提案書は、審査基準の内容に基づき作成し、様式はA4縦判とする。

※相談支援(機能強化)に関する運営実績がある場合は、委託契約書、仕様書、業務実績報告書等実績がわかるものの写しを添付すること。

ウ 業務従事者関係(様式4)

・専門的職員の職歴又は経歴書(略歴書)

・「社会福祉士、精神保健福祉士、保健師、介護支援専門員等の資格証の写し」、「相談支援従事者研修修了書の写し」

エ 法人決算書類(24年度から26年度分まで)

貸借対照表、資金収支計算書、事業活動収支計算書等

オ 見積書(様式は自由とするが、内訳を明確にし、金額は消費税及び地方消費税を除いた価格並びに税込価格を記載すること。)

(4) 提出部数

提出部数11部

※事業者名を記入したもの…4部、事業者名を記入してないもの…7部

(5) プロポーザルに関するヒアリング

企画提案書の内容についてヒアリングを実施する場合、日時及び場所については別途通知する。なお、ヒアリングには、当該委託事業の相談支援専門員となることを予定している者が必ず出席すること。

9 企画提案書等作成上の注意

(1) 提出書類が次のいずれかに該当する場合には無効となることがあるので留意すること。

- ・提出期限、提出先、提出方法に適合しないもの。
- ・記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
- ・記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。
- ・虚偽の内容が記載されているもの。

(2) 提出書類に係る経費は、企画提案を行う法人の負担とする。

(3) 提出期限以降における提出書類の差し替え及び再提出は認めない。

(4) 提出書類は返却しない。

(5) 企画提案書等は、本プロポーザルに係る情報開示請求があった場合、犬山市情報公開条例に基づき開示する。公開されることにより、事業者が不利益を被るおそれのある情報については、極力含まないよう留意し、当該情報が含まれている場合は、マル秘マークを付加する等、適切な措置を講じることとする。

10 審査・選定

選定にあたってはプロポーザル審査委員会を設置し、同委員会が企画提案書等提出書類の内容を審査、採点し受託事業者1者を選定する。

審査委員会は非公開とし、審査結果については後日通知する。

11 プロポーザルの審査基準

プロポーザルは以下の審査基準に基づき審査し、審査基準の項目毎の点数を合計し、総合得点により順位を決定する。

(1) 法人に関する事項

- ・運営理念について
- ・相談支援に関する運営実績等について
- ・経営の健全性・安定性

(2) 事業に関する事項

- ・基本方針について
- ・業務計画・業務目標について
- ・職員の確保・配置
- ・相談員の資質向上対策等
- ・地域の相談支援体制の強化の取組
- ・地域移行・地域定着の促進の取組
- ・精神保健福祉士による定期相談

- ・ 障害者自立支援協議会の運営協力
 - ・ 高度な連携を要する事例への助言・協力等
 - ・ 個人情報の管理について
- (3) 独自提案に関する事項
- ・ 独自提案の事業について
- (4) 事業経費に関する評価
- ・ 事業費の積算内訳について

1.2 参加事業者の失格

- (1) 参加資格の要件を満たさなくなった場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (4) 前各号に定めるもののほか、提案に当たり著しく信義に反する行為等、選定委員会の委員長が失格であると認めた場合

1.3 事業予算上限額

1, 260, 000円(消費税及び地方消費税を含む。)

※なお、この金額は、契約時の予定価格を示すものではなく、業務仕様書の内容に係る予算規模を示したものである。受託者の決定後、提案内容に基づき、改めて仕様を定め、見積書の提出を求める。

1.4 結果通知

審査結果を11月上旬に書面にて通知するとともに、犬山市ホームページで公表する。

1.5 書類提出先及び問合せ先

犬山市健康福祉部福祉課
障害者担当 奥谷、新原
484-8501
愛知県犬山市大字犬山字東畑 36
TEL 0568-44-0321 (ダイヤルイン)
FAX 0568-44-0364
E-mail 030100@city.inuyama.lg.jp